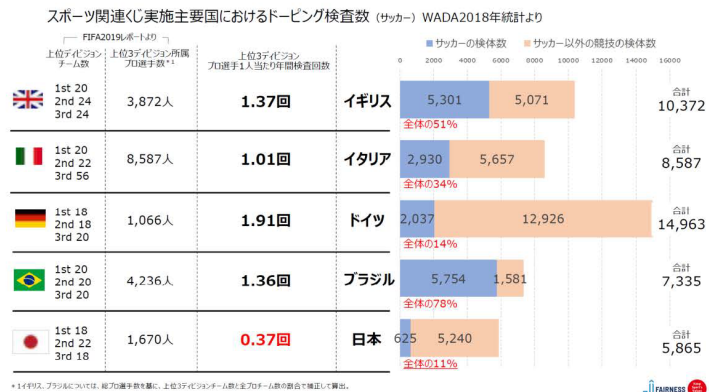


経済産業省「スポーツDXレポート」(2021年6月)

なお、スポーツ・ベッティング市場には、様々な不正対策、つまりアスリートがクリーンであることを保ちつづける仕掛けが必要になる。実際、イギリス・イタリア・ドイツ・ブラジルといった諸国との比較であるが、スポーツ関連で実施主要国においては、ドーピング検査数は日本に比べて格段に多い状況であることが報告されている。こうした点にも留意が必要であろう



＜日本スポーツフェアネス推進機構「スポーツ関連で実施主要国におけるドーピング検査数」＞

自民党スポーツ立国調査会スポーツビジネス小委員会による提言(2021年5月)

世界のスポーツ産業は、こうした Sports-Tech の進化によって DX (デジタルトランスフォーメーション) が進むスポーツ・ベッティング市場を活用して、どのような成長軌道を描きはじめているか、それがどのような効果を社会に与えているか。我が国も、この点について目をつぶることなく、世界の趨勢をよく注視して考え続ける必要がある。海外のスポーツ・ベッティングというサービスは、社会の DX を大前提にした環境の下で、一層の不正防止や依存症対策への有効性を増す努力が進んでいる現状を認識する必要もあろう。

そんな中、2021年5月20日、自由民主党スポーツ立国調査会(会長: 馳浩衆議院議員・元文部科学大臣)のスポーツビジネス小委員会(委員長: 片山さつき参議院議員・元地方創生特命担当大臣)から「スポーツの成長産業化に向けて」と題した提言書がまとめられた。以下に関係部分を抜粋する。

(抜粋) 『欧米のスポーツ産業では、DX 化されたスポーツベッティングがスポーツコンテンツの価値を増し、スポーツ産業の拡大に寄与している。(略) 英国では、市場の9割以上をオンラインベッティングが占め、(略) 税収は年間900億円にも及ぶという。』

我が国でも、DX 化されたスポーツベッティング市場がスポーツ産業に与えているインパクト、スポーツ界に与える影響、及びスポーツベッティングをめぐる文化的・社会的背景などの外縁について理解を深め、その活用の可能性について検討することも有益と思われる。

その際スポーツベッティングは DX の範囲で行われるため、地域における DX デバイスの解消や DX 弱者の支援に収益の一部を活用することを含めて考えるべきである。この点を含め、我が国スポーツ産業が収益をあげ、それがすべての人に向けたスポーツ機会の保証につながるスポーツ産業の資金循環システムをいかに強化するか、スポーツ回

体におけるガバナンスの確保と経営力強化とともにスポーツ庁と経済産業省を中心に政府をあげて検討すべきである。』

この自民党提言からも読み取れる通り、日本におけるスポーツ産業の新しい資金循環や人材循環を創り出し、「トップスポーツの成長」と「地域スポーツの成長」を車の両輪で回すための仕掛け作りが必要であろう。スポーツ指導を生業とする雇用を生み、ジュニア層からシニア層まで経済格差に左右されない生涯スポーツ環境を実現することのほか、DX の進む社会において取り残される層を生み出さず、DX 社会に適合して生涯学習を続ける環境整備をはじめ、様々な公益的な大義と併せて考えられるべき話題であろう。



＜「トップスポーツ」と「地域スポーツ」の資金循環・人材循環(「車の両輪」)＞

2025年3月19日 衆議院経済産業委員会 配付資料①
日本共産党 辰巳孝太郎

出典: 経済産業省 スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り
方研究会報告書「スポーツDXレポート」(2021年6月)
赤枠は辰巳孝太郎事務所で加筆

I R 推進本部事務局公表資料（2017年12月15日）

の具体的な内容については、地方自治の関係との整理等も踏まえ、今後の制度化を通じて検討してまいります。

区域認定に当たっての考慮要素については、附帯決議第3項で、I R施設については、「国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のもの」とすること等とされていることから、同取りまとめP.19～P.20に記載されているように、国は、区域認定に当たって、「国際的・全国的な見地から、様々な懸念事項への対応も含む多様な要素を考慮すべき」とされており、具体的な基準は今後の制度化を通じて検討することになりますが、I Rの立地場所について何ら限定をしているものではないため、基準を満たし、優れている区域整備計画であれば、認定を受けることは可能であると考えております。

（４）－１ カジノ規制について（カジノ事業免許等）

カジノ事業免許については、カジノ事業者は国内や地元の有力企業から選定すべき等カジノ事業の運営主体に日本の企業（I Rが立地される区域周辺の地元企業等）の関与を求める意見や、公正な方法で運営できるのであれば、他国のカジノで行われているゲーム（ポーカールール、スポーツベッティング等）は日本のI Rで行うことを認めるべきとの意見もいただきました。

（事務局の考え方）

推進会議取りまとめP.28に記載されているように、カジノ事業免許を受けることができる主体は、「一体性が確保されたI R事業者」に限定すべきとされており、当該I R事業者がカジノ事業者となることが求められております。また、同取りまとめP.16に記載されているように、I R事業者の選定に当たっては、国の定める基本方針に沿って都道府県等が作成する実施指針にI R事業者の公募・選定手続等が定められることとされており、そのため、必要に応じて、これらにおいてI R事業者の公募要件等が定められることになります。いずれにしても、基本方針及び実施指針の内容等については、今後の制度化を通じて検討してまいります。

なお、同取りまとめの中ではI R事業者に係る外資を含む資本構成については、特段の定めはありませんが、仮に、外資に係る規制を設けようとした場合、投資や貿易に関する国際協定との関係にも留意する必要があります。

また、同取りまとめP.44～P.45に記載されているように、カジノ行為の範囲（種類及び方法）については、

- ・事業者がその公正な実施を確保することができる行為
- ・カジノ施設内でのみ実施される行為
- ・偶然的勝負に関し参加者が賭けを行う「賭博」に該当する行為

に限定し、具体的な種類及び方法については、「カジノ事業の健全な運営に対する

国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたもの」に限定されるべきとされております。これは、不正行為の防止や依存症予防等カジノ事業の健全な運営の観点から必要な規制と考えております。

単純な顧客同士の賭けやスポーツベッティングについては、カジノ事業者が自ら実施し、公平性を確保することが困難であることから、認めることは適切でないと考えております。しかしながら、単純な顧客同士の賭けではなく、ゲームの公正性確保の手法が諸外国では確立されている場合等はゲームの実施が認められる可能性はあると考えております。

いずれにしても、カジノ事業において実施が認められる行為の具体的な範囲については、これらを踏まえ、今後の制度化を通じて検討してまいります。

（４）－２ カジノ規制について（カジノ施設規模の上限等）

カジノ施設の上限等については、カジノ施設面積の上限を設けることでI R事業の規模や投資に影響を与えるため、絶対値で規制すべきではなく、割合のみで規制すべきとの意見や、大規模M I C E等へのインフラ投資が賄えるよう上限値（絶対値）をできる限り大きくすべき等の意見をいただきました。

（事務局の考え方）

推進会議取りまとめP.41～P.42に記載されているように、カジノ施設の規模の上限等については、「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限を設ける」とこととしている附帯決議第3項や、依存症予防等の観点から区域に少数に限るとしている附帯決議第4項の趣旨を勘案し、カジノ施設のI R施設に対する相対的な位置付けのみならず、上限値（絶対値）でもカジノ施設の面積の規制を設けるべきとされております。この際、当該絶対値での上限値については、カジノ施設全体が対象になるのではなく、顧客の通路や飲食スペース等を含まない「ゲーミング区域」を規制しているシンガポールの例も参考に、同様に「ゲーミング区域」を対象とすべきとされております。いずれにしても、カジノ施設の規模の上限等については、今後の制度化を通じて検討してまいります。

なお、ゲーミング区域面積の上限値及び規制方法は今後検討することとなりますが、シンガポールのI Rにおいて整備された国際会議場は、日本最大のものを上回る規模となっております。

2025年3月19日 衆議院経済産業委員会 配付資料②
日本共産党 辰巳孝太郎

出典：「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果及び説明・公聴会における表明意見に対する回答について（概要）（2017年12月）
赤枠は辰巳孝太郎事務所で加筆